

児童虐待の実態

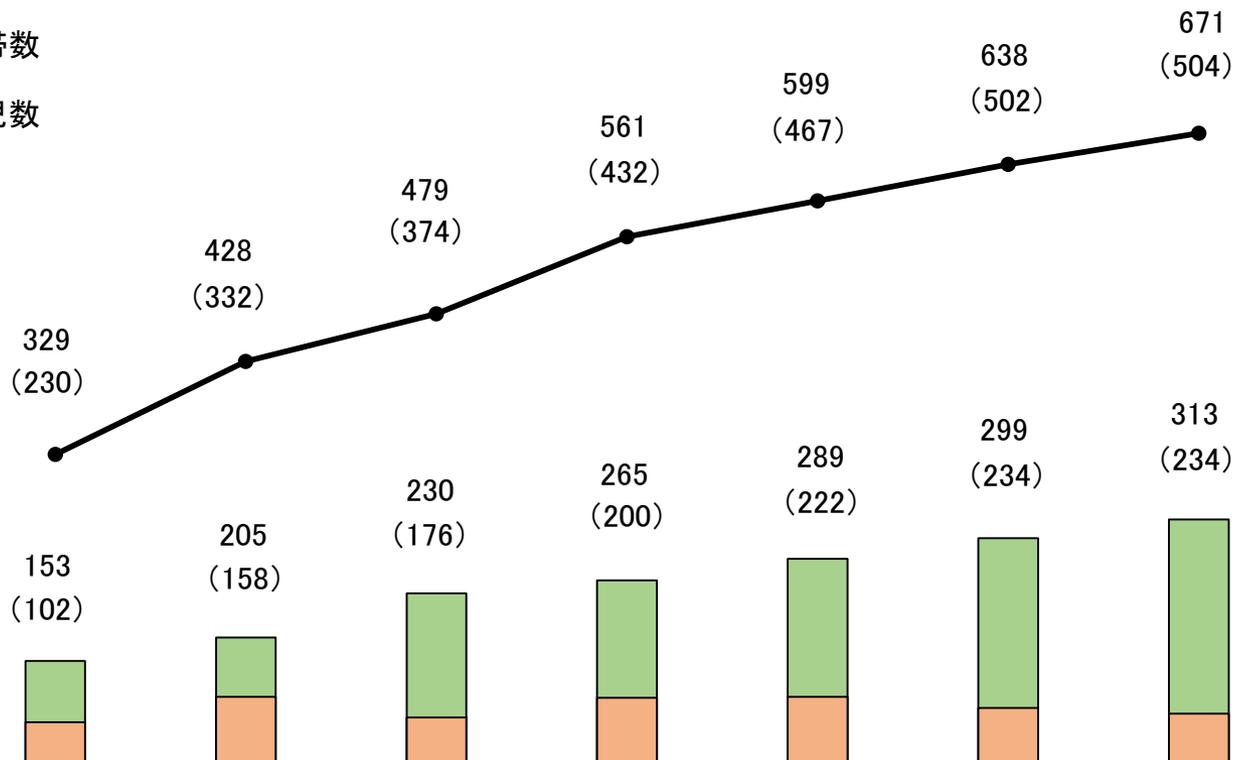
○令和4年度上越市の児童虐待の実態について

- (1) 被虐待児人数・世帯数
- (2) 主な虐待内容(世帯ごと)
- (3) 虐待の緊急度(世帯ごと)
- (4) 被虐待児年齢
- (5) 情報提供者(世帯ごと)
- (6) 虐待者(世帯ごと・重複あり)
- (7) 令和4年度新規受理世帯から見える虐待の背景

上越市すこやかなくらし包括支援センター

(1) 被虐待児人数・世帯数

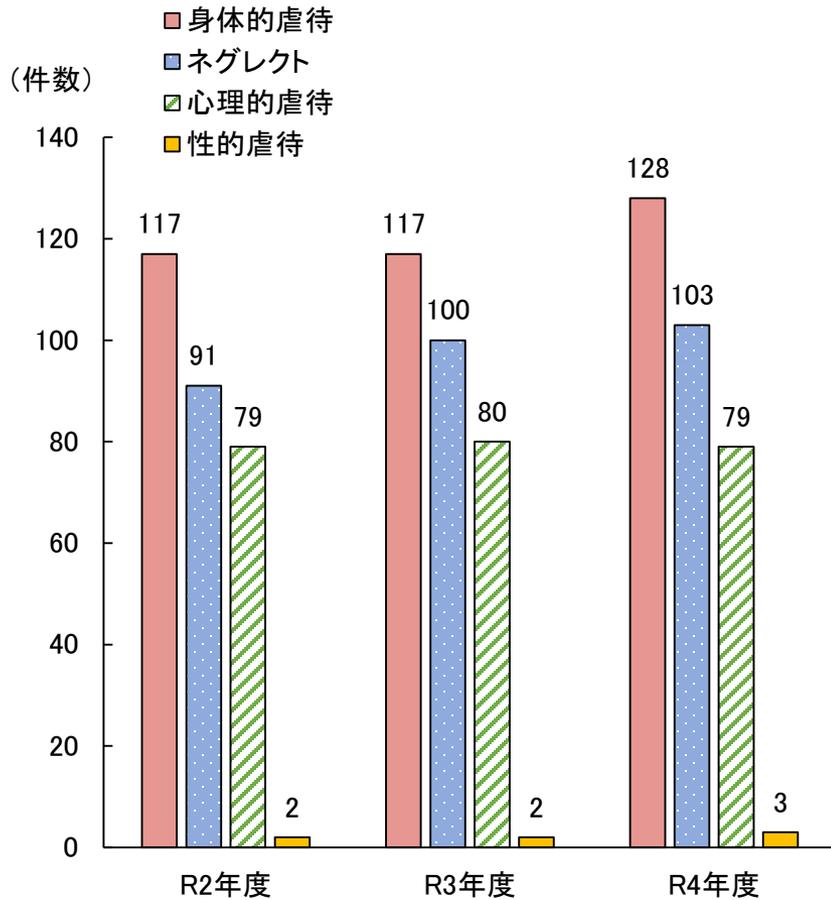
■ 継続世帯数
■ 新規世帯数
● 被虐待児数



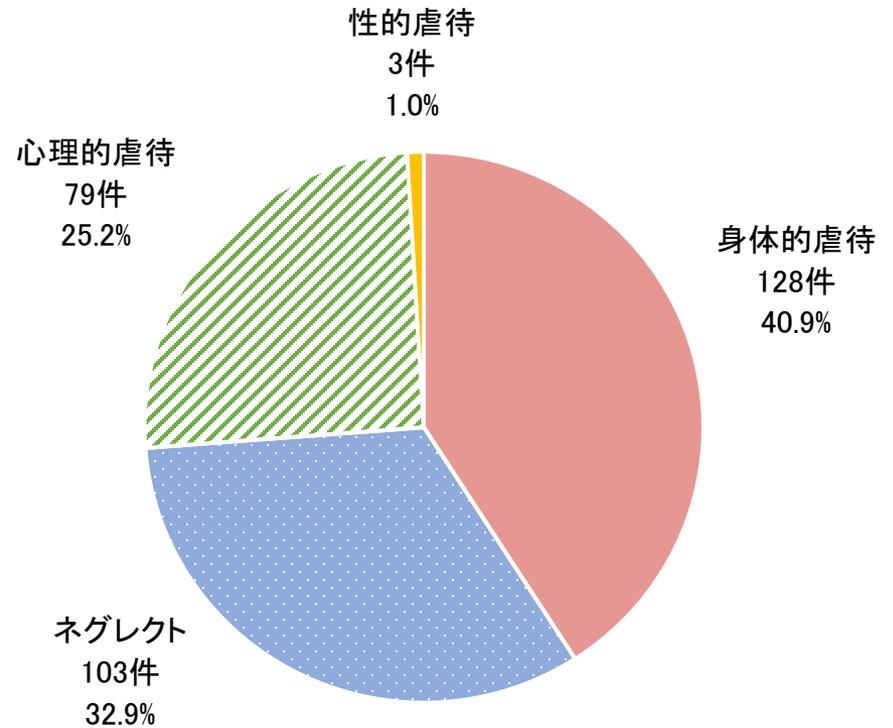
| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 継続世帯数 | 109 | 134 | 181 | 195 | 218 | 240 | 260 |
| 新規世帯数 | 44 | 71 | 49 | 70 | 71 | 59 | 53 |
| 世帯数合計 | 153 | 205 | 230 | 265 | 289 | 299 | 313 |
| 被虐待児数 | 329 | 428 | 479 | 561 | 599 | 638 | 671 |

※グラフ上の（ ）内の数字は合併前上越の数値

(2) 主な虐待内容(世帯ごと)

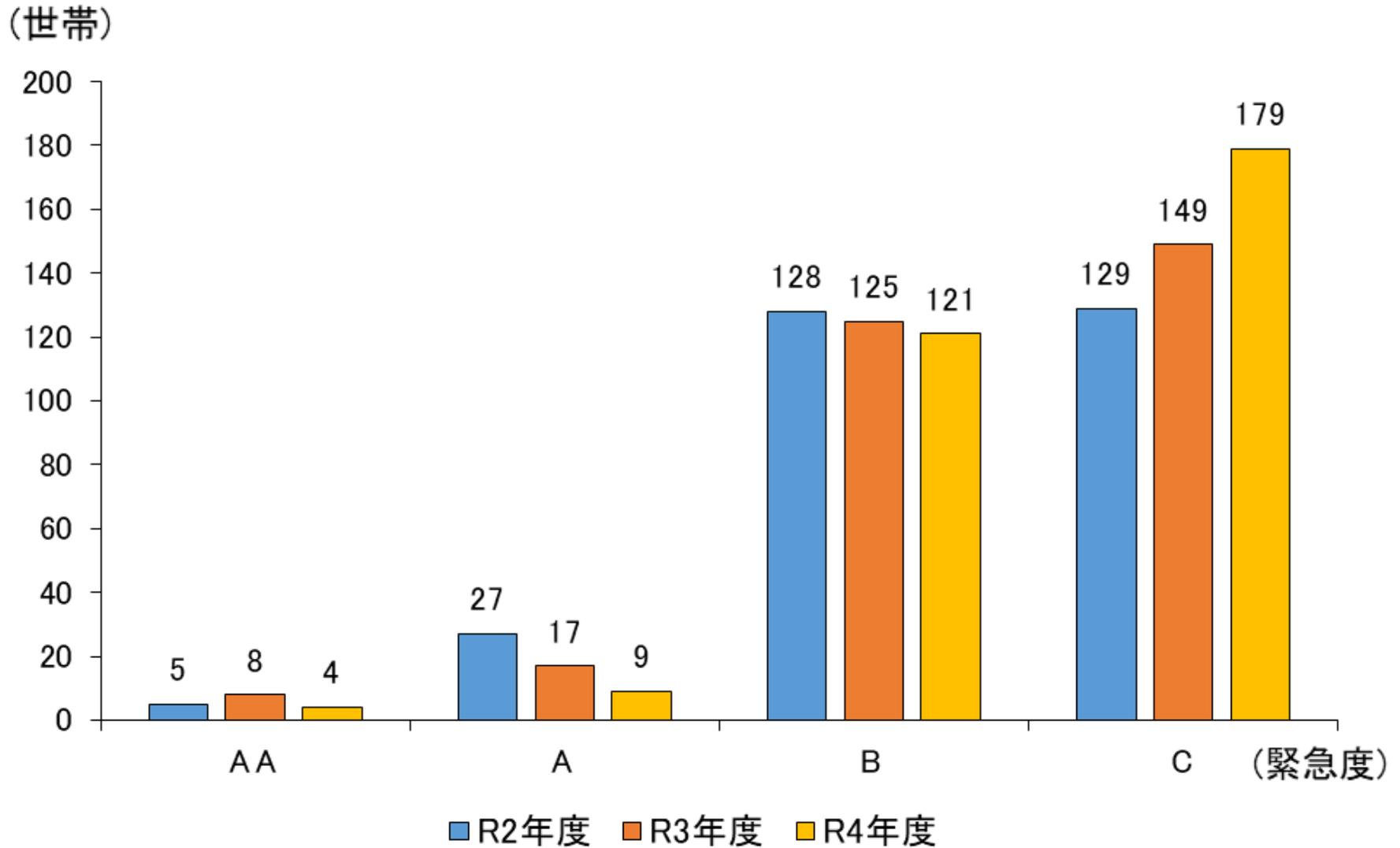


R4年度 主な虐待種別

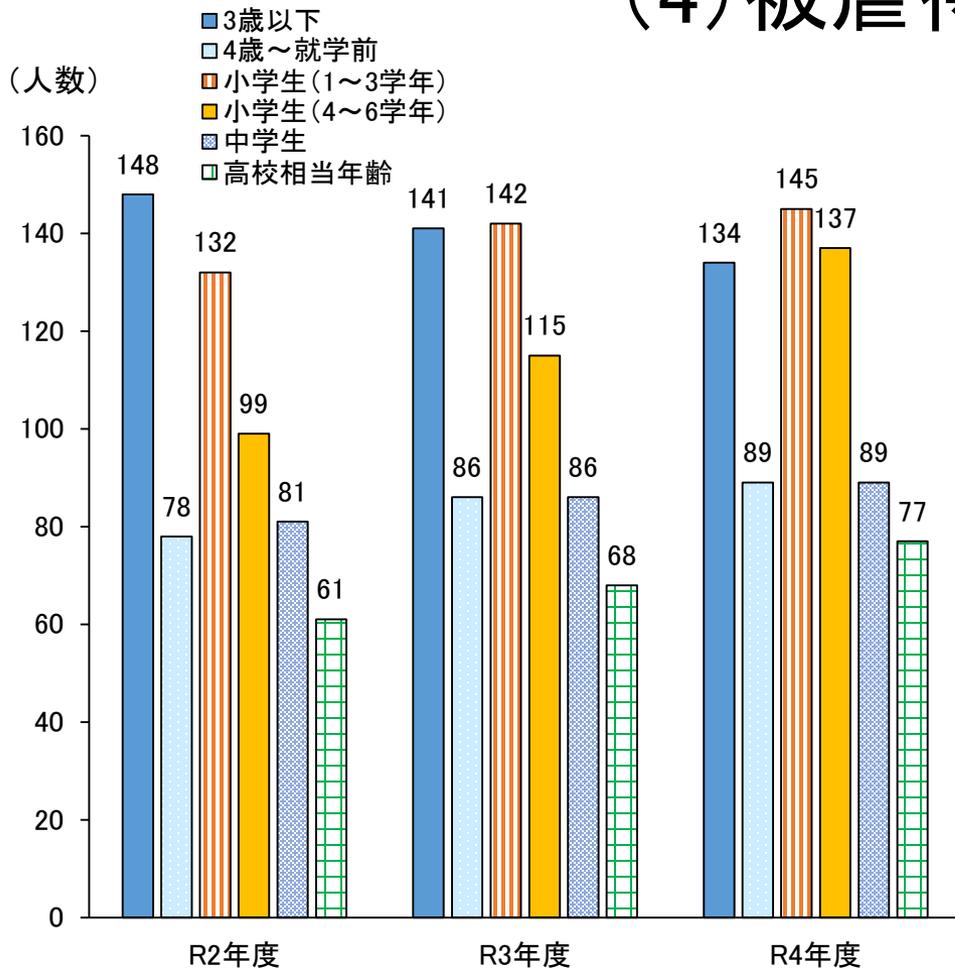


| 虐待の内容 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-------|------|------|------|
| 身体的虐待 | 117 | 117 | 128 |
| ネグレクト | 91 | 100 | 103 |
| 心理的虐待 | 79 | 80 | 79 |
| 性的虐待 | 2 | 2 | 3 |
| 合計 | 289 | 299 | 313 |

(3) 虐待の緊急度(世帯ごと)

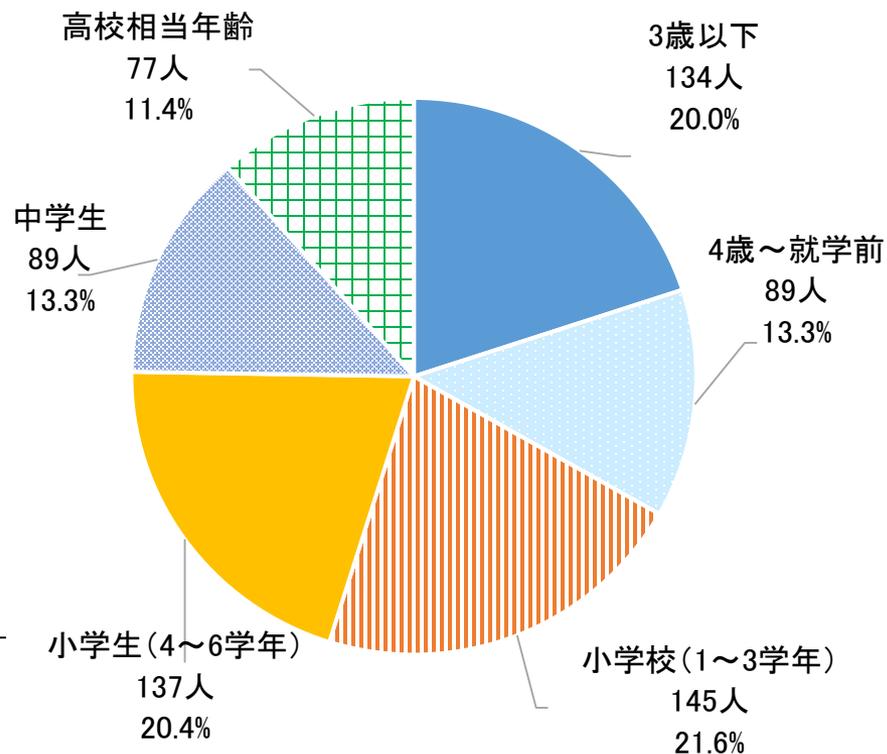


(4) 被虐待児年齢



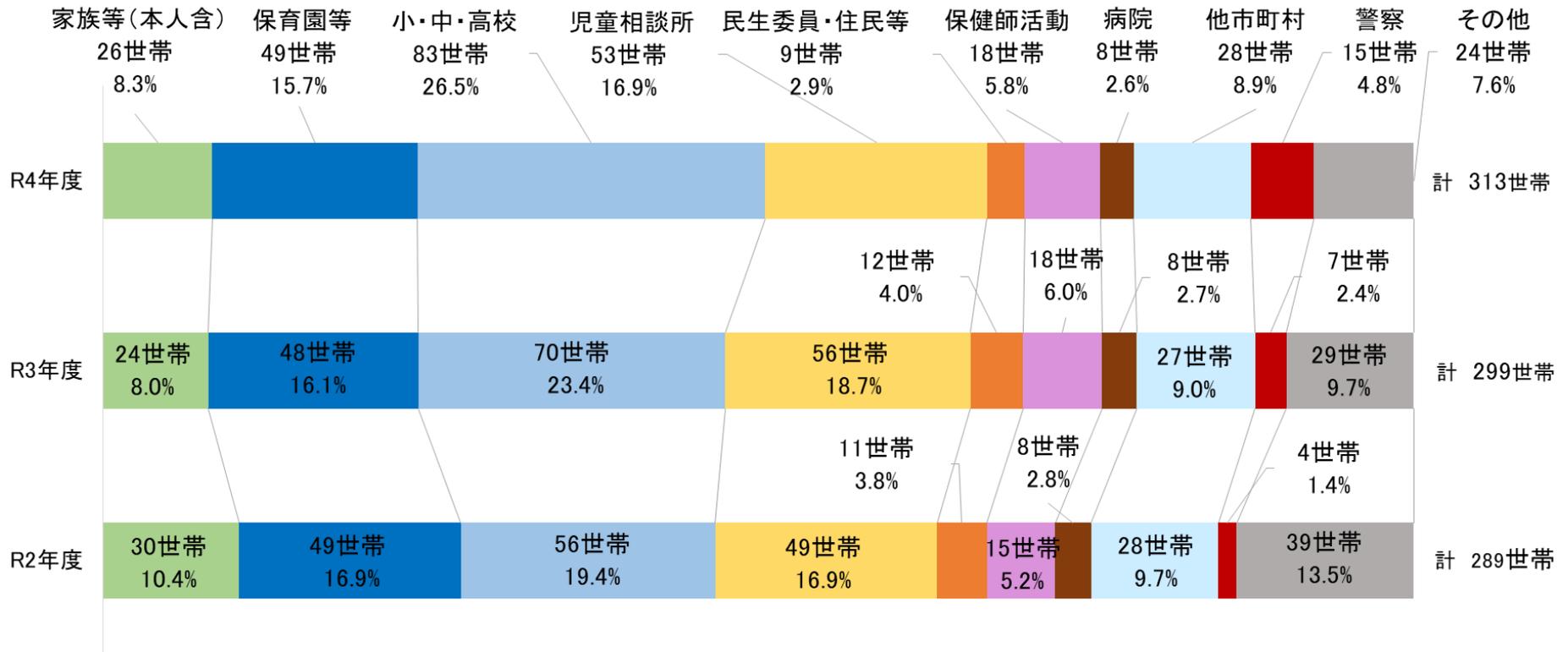
| 年齢構成 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------------|------|------|------|
| 3歳以下 | 148 | 141 | 134 |
| 4歳～就学前 | 78 | 86 | 89 |
| 小学生(1～3学年) | 132 | 142 | 145 |
| 小学生(4～6学年) | 99 | 115 | 137 |
| 中学生 | 81 | 86 | 89 |
| 高校相当年齢 | 61 | 68 | 77 |
| 合計 | 599 | 638 | 671 |

R4年度 被虐待児の年齢

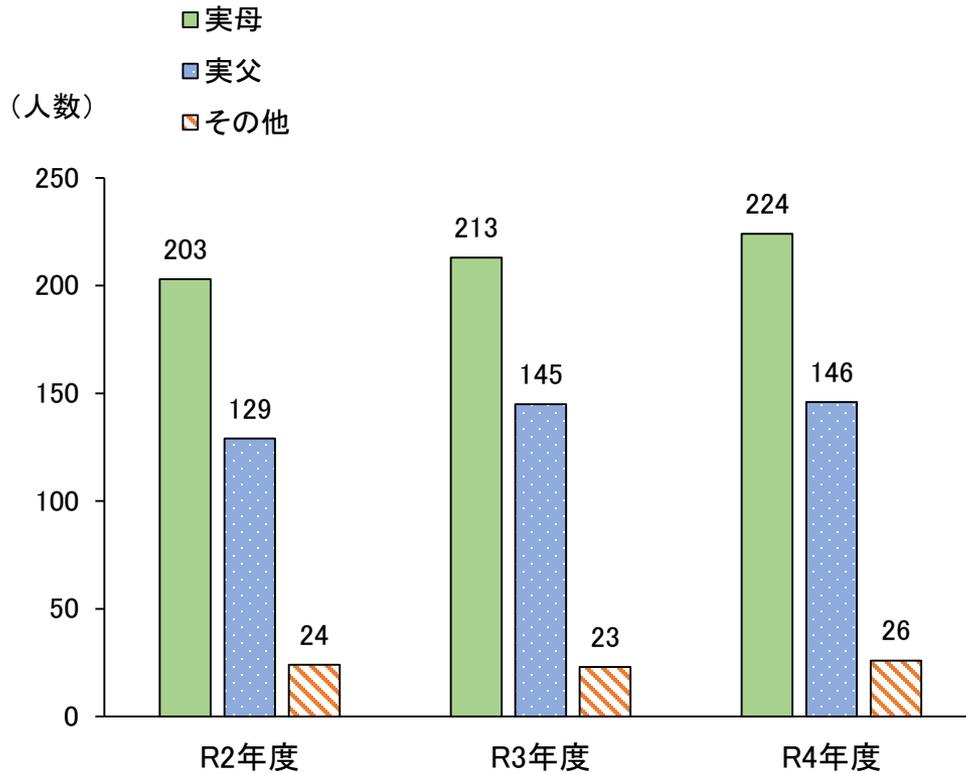


(5) 情報提供者(世帯ごと)

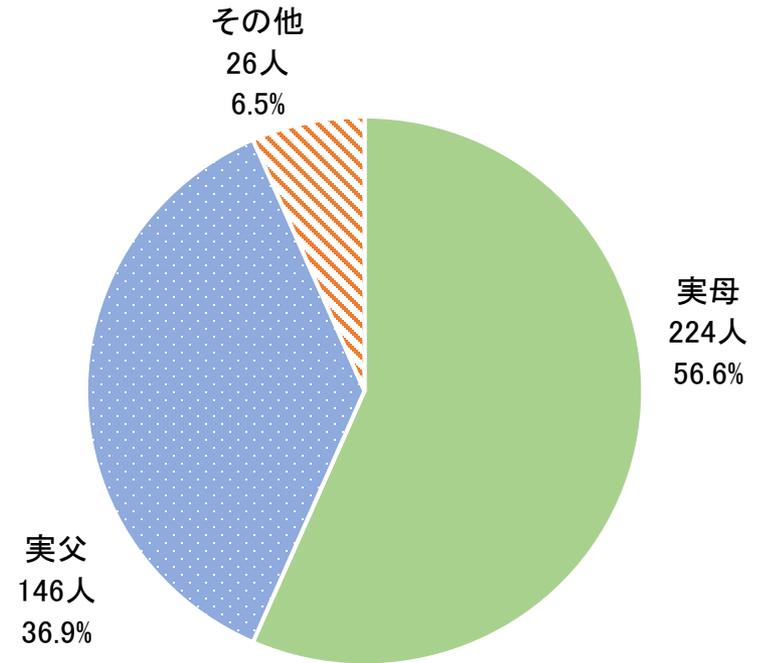
R2年～R4年度の比較



(6) 虐待者(世帯ごと・重複あり)



R4年度 虐待者の内訳



| 虐待者 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|------|------|------|
| 実母 | 203 | 213 | 224 |
| 実父 | 129 | 145 | 146 |
| その他 | 24 | 23 | 26 |
| 合計 | 356 | 381 | 396 |

(7) 令和4年度受理世帯から見える虐待の背景

【リスク要因】

| | |
|---|-------------------------|
| 1 | 家族間の不和、日常的な口論・言い争いがある家庭 |
| 2 | 複数の課題を抱えている家庭 |
| 3 | 家事・育児等の支援が必要な家庭 |

【リスクを高める要因】

| | |
|---|-------------------|
| 1 | 乳幼児がいる家庭 |
| 2 | 子どもの育てにくさを抱えている家庭 |

【虐待の背景から】

保護者が抱えている、支援者から見えにくい課題が
虐待につながることを意識し、子どもの小さな変化に
気づき、早期支援につなげることが重要

＜早期発見・早期支援のためのポイント＞

- ・小さな傷や気分の落ち込みなど、子どもの変化に気づく
- ・子どもの気になる変化の中に、虐待につながる体験が含まれていないか、丁寧に、一歩踏み込んで聞いていく
- ・日頃から、子どもや保護者との良好な関係をつくり、相談しやすい環境づくりに努める
- ・虐待を発見した際に備え、関係機関との連携体制を確認する

上越児童相談所における 児童虐待相談対応の現状について



令和5年4月27日
上越市要保護児童対策地域協議会資料

上越地域振興局児童・障害者相談センター
(児童相談所)

(1) 児童虐待防止対策



① 児童虐待とは（児童虐待防止法による定義）

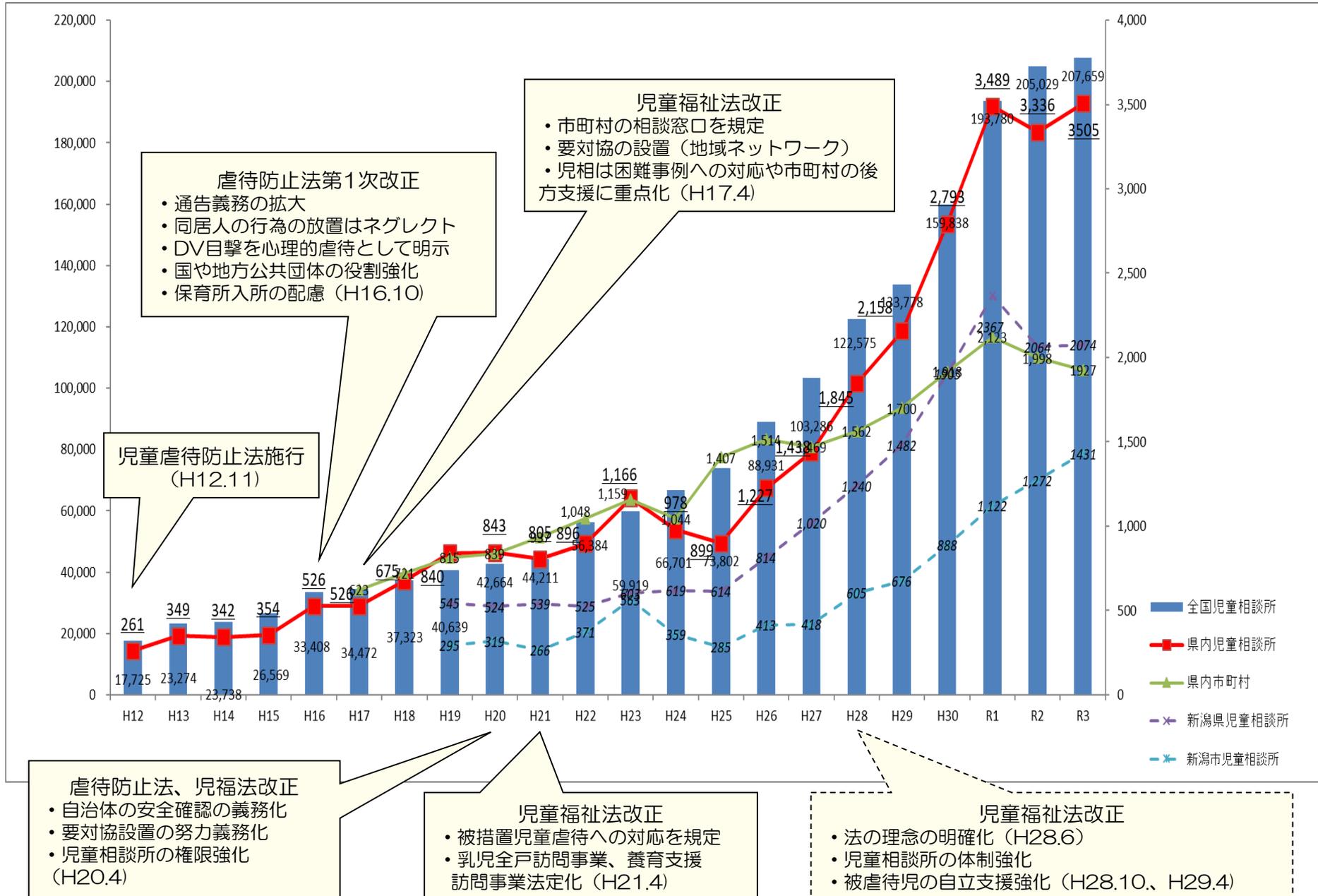
法律では、**保護者**がその**監護する児童**に対して行う4種の虐待行為を「児童虐待」と定義。



【R3新潟県内児相児童虐待相談対応件数（3,505件）の種別割合】

- **身体的虐待** 25.3%
(児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること)
- **性的虐待** 0.6%
(児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること)
- **ネグレクト（保護の怠慢）** 14.8%
(児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的・性的虐待等の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること)
- **心理的虐待** 59.3%
(児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)

② 児童虐待相談対応件数の推移



(2) 関係法令

① 虐待・体罰の禁止

■ 児童虐待防止法第3条

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

■ 児童虐待防止法第14条（令和2年4月施行）

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法の規定※による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使を配慮しなければならない。

※民法（懲戒権に関する規定）改正（令和4年12月）

- 民法822条削除により「懲戒」という表記自体を削除
- 「体罰禁止」の条項追加

② 虐待の早期発見・通告

■ 児童虐待防止法第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

■ 児童福祉法第25条

要保護児童※を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

※要保護児童 ～ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

■ 児童虐待防止法第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

③ 虐待通告と守秘義務

■ 児童虐待防止法第7条

虐待通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員等は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

■ 児童虐待防止法第6条第3項

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待通告をする義務の遵守を妨げるものとして解釈してはならない。

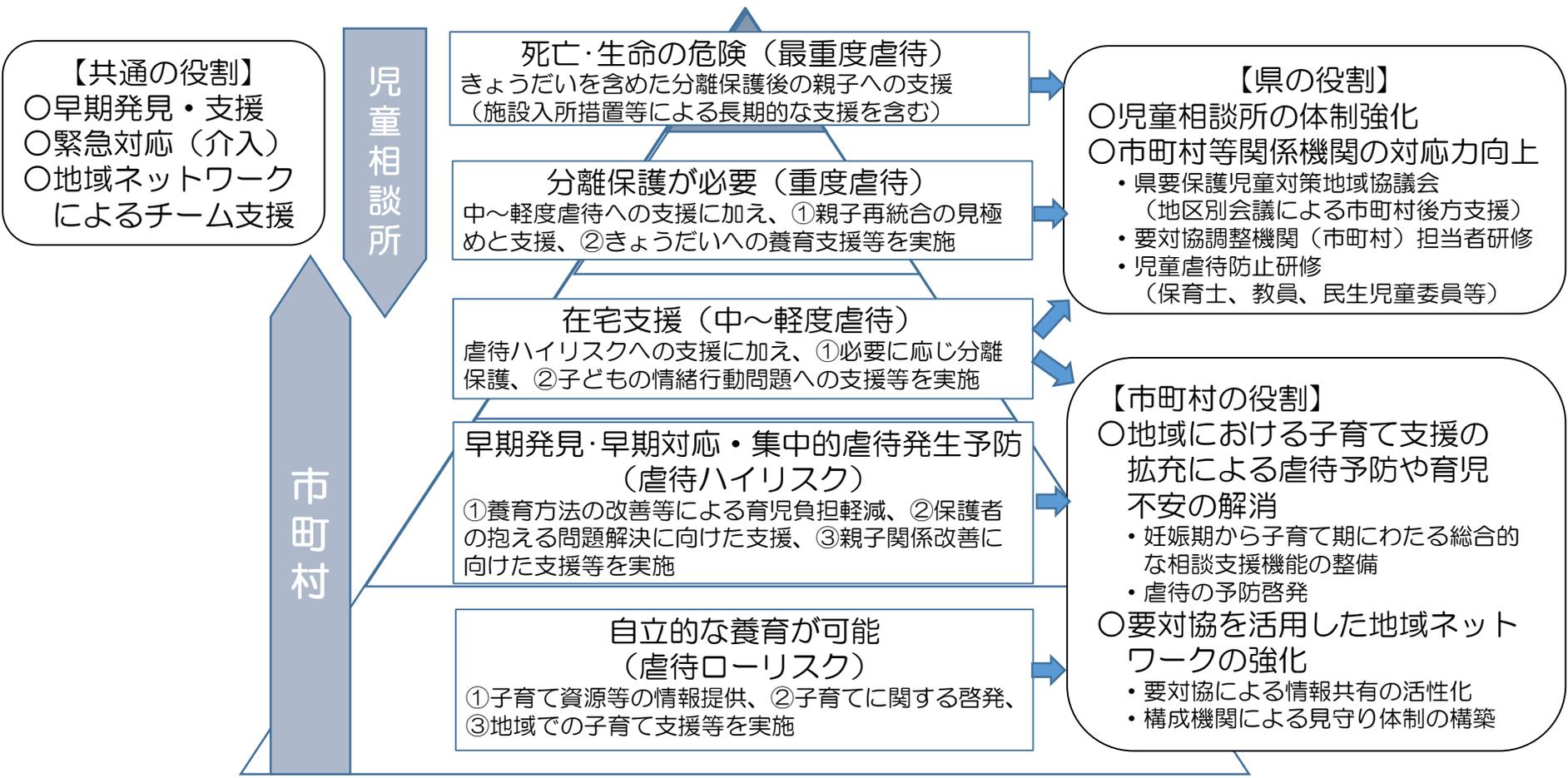
■ 個人情報保護法第23条

個人情報取扱事業者は、次の場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- 3 児童の健全の育成の推進のために特に必要がある場合
- 4 地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(3) 新潟県の児童虐待防止対策

① 県（児童相談所）と市町村との重層的な相談支援体制



② 新潟県所管児童相談所の機能強化（R4以降）

現状と課題

1 一時保護機能の強化

- ①一時保護所の環境整備
- ②里親支援の強化

2 児童福祉司等専門職の増員

- ①相談対応から人材育成までの一貫したマネジメント機能の強化
- ②児童福祉司、児童心理司の増員に伴う支援体制の再構築
- ③母子保健分野との連携、及び法的対応の機能の拡充

3 基本方針に基づく人材育成体系の構築

- ①専門職単位で、OJTによる指導が可能な体制の整備

4 センtral機能の維持・強化

- ①市町村等への後方支援の強化
- ②多様な相談対応のノウハウ等経験知の蓄積・共有化



主な強化策

1 一時保護機能の体制強化

- 一時保護所の環境改善
 - ・長岡／上越一時保護所の増築、及び中央一時保護所の個室化推進
- 里親支援の強化
 - ・里親等支援専任児童福祉司の配置

2 相談支援体制の更なる強化

- 組織体制の強化
 - ・全児相単独所属化、及び二課体制へ移行
- チーム地区担当制の導入
 - ・職員の増員により、地区を複数の児童福祉司が担当する体制へ随時移行するとともに、児童心理司、福祉司等専門職チームによる子ども、保護者支援を強化
- 専門相談機能の拡充
 - ・保健師の配置、弁護士配置の拡充

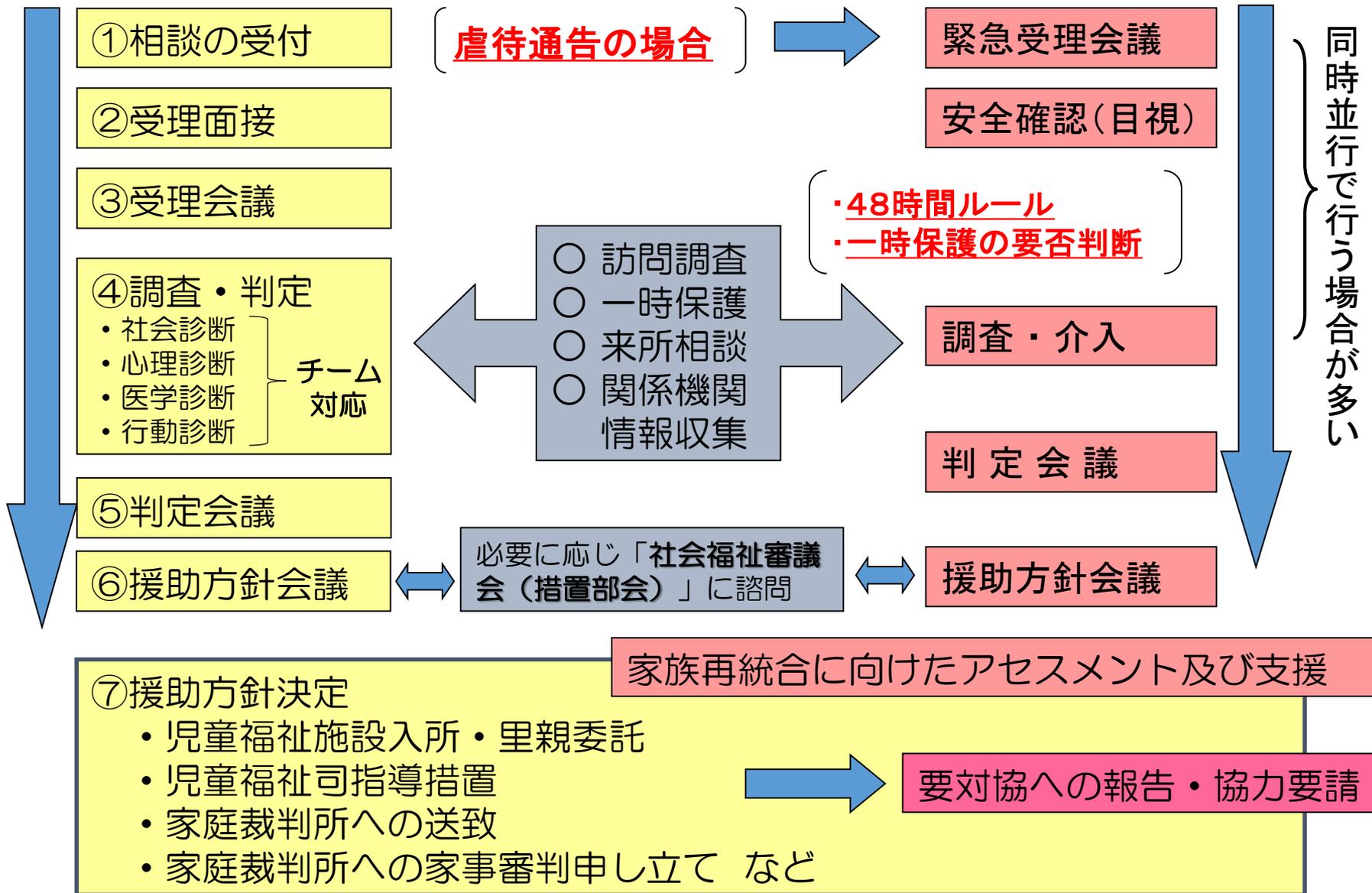
3 人材育成におけるOJT機能の充実

- SV機能の明確化
 - ・児童福祉司SVの配置拡充、及び児童心理司SVの配置（課長代理の増員）

4 県児相の運営に係る司令塔機能の拡充

- 中央児童相談所の体制強化
 - ・CA/DV班（市町村支援専任児童福祉司、保健師、及びYCO-コーディネーター等を配置）と県内児相との連携による市町村支援機能の強化

(4) 児童相談所における児童相談の流れ



(5) 「一時保護」のフローチャート

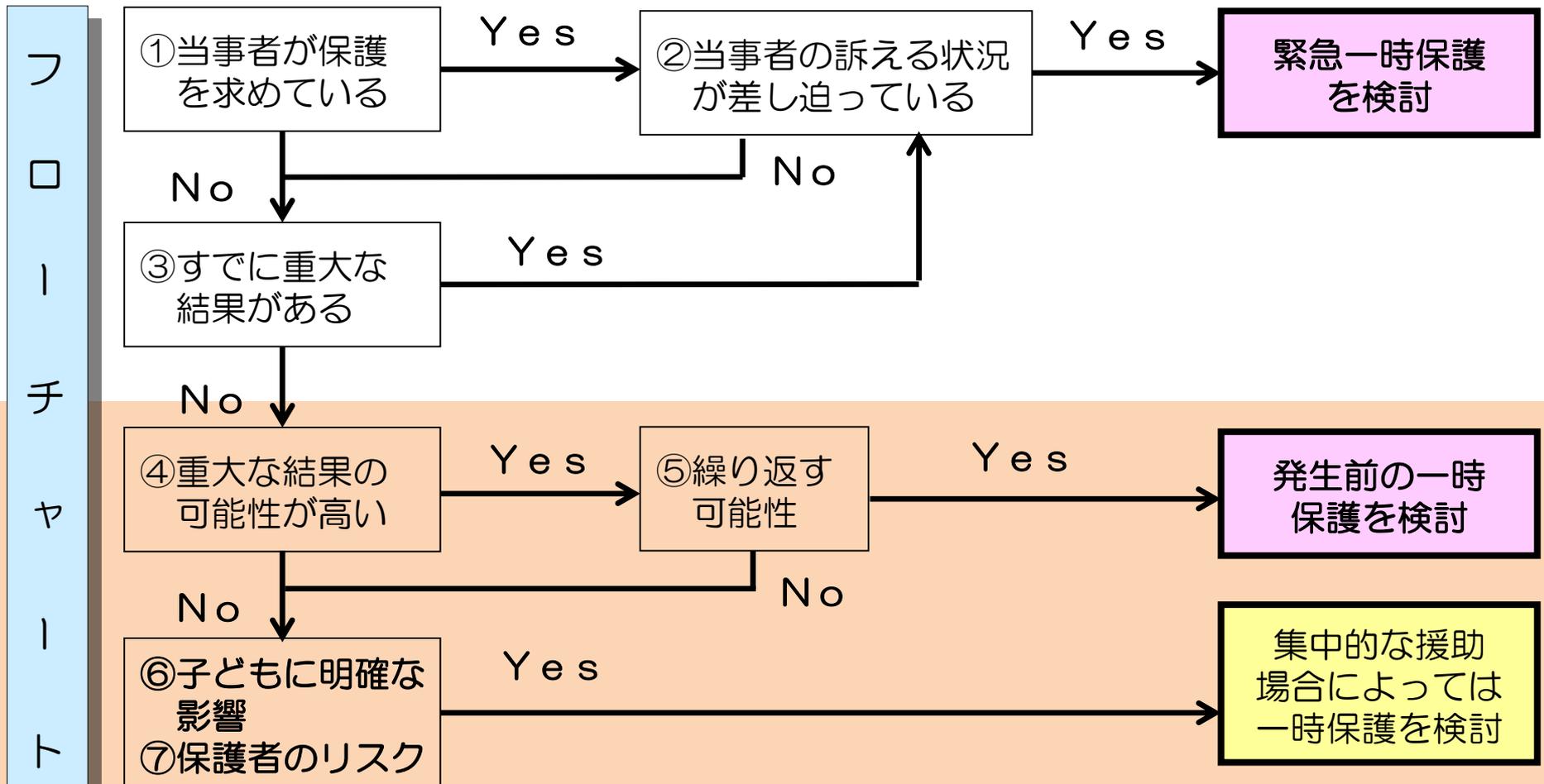
通告受理

調査

安全確認

アセスメント

一時保護の開始



(6) 家庭復帰（一時保護解除）の判断のポイント

援助方針 検討

在宅援助

- 1 虐待の程度が軽く、子どもを死に至らしめる可能性が極めて低い。
- 2 子どもが幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所などの所属集団に毎日通っている。
- 3 保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生・児童委員、家庭相談員、保健師、児童相談所職員等援助機関等の訪問を受け入れる。
- 4 関係機関内で「在宅で援助していく」という共通認識がある。
- 5 家庭内に、少なくとも援助機関等が家庭内の情報を得ることのできるキーパーソンがいる。

分離保護

- 1 児童福祉施設入所
 - ◆ 乳児院、児童養護施設
 - ◆ 障害児施設
 - ◆ 児童自立支援施設
- 2 里親委託
- 3 虐待者とは異なる親族等による養育

(7) 児童虐待のリスク要因

- リスクとなる要因は一つではなく、複合的な場合が多い。
- 養育者の自覚は別として、虐待は追い込まれた末の行為であることが多い。

- 望まない妊娠（10代）
- 愛着形成不十分
- 産後うつ等の精神的に不安定な状況
- 医療につながっていない障害や疾患等がある
- 育児の不安やストレス
- 元来、性格が攻撃的・衝動的
- 被虐待経験

親

- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭（ステップファミリー）
- 夫婦関係を含め人間関係に問題を抱える家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族・地域から孤立した家庭
- 経済的な不安のある家庭
- 夫婦不和、DV等のある家庭

養育環境

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 障害児
- 慢性的な疾患を有する子ども
- 何らかの育てにくさを持っている子ども

子ども

深刻化するメカニズム

〔母親と子どもに共通する性格特性〕

- ・ 慢性的な欲求不満、過敏さと傷つきやすさ、攻撃性の高さ、自己イメージの低さ

〔虐待を認めない心理〕

- ・ 不利益を受ける、家族の危機、罪の意識に直面、親としての存在の否定

〔悪循環の要因〕

- ・ 親の過剰な要求と子どもの無理な適応、子どもの問題行動と親の反応
- ・ 家族の孤立化と援助の困難化

令和 4 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績

1 会議の開催状況

| 区分 | 開催日 | 会場 | 回数 |
|-----------------------------|---|-----------------------------|-----|
| 代表者会議 (※1) | 6/30 | 木田第一庁舎 401 会議室 | 1 回 |
| 実務者会議 (※2) | | | |
| 合同実務者会議 | ①4/21 ②R5/3/9 | ①オンライン会議 ②木田第一庁舎 401 会議室 | 2 回 |
| 合併前上越市・名立区 | ①6/7、②8/9、 ③10/4、④12/6、 ⑤R5/2/7 | オンライン会議 | 5 回 |
| 東頸ブロック 安塚, 浦川原, 大島 | ①7/12、②11/18 ③R5/1/26 | 浦川原区総合事務所 | 3 回 |
| 頸北ブロック 柿崎, 大潟, 頸城, 吉川 | ①7/5、②10/4、 ③R5/1/20 | 大潟保健センター | 3 回 |
| 中頸ブロック 牧, 中郷, 板倉, 清里, 三和 | ①6/10、②9/6、 ③12/22 | 板倉区総合事務所 | 3 回 |
| 個別ケース検討会議 (※3) | 開催回数…272 回 検討児童数…338 人(実人数 185 人) 参考：R3 実績 開催回数…207 回 検討児童数…253 人(実人数 167 人) | | |

※1 代表者会議…関係機関の代表者等による会議

※2 実務者会議…児童虐待防止に携わる実務者(児童相談所、市、教育委員会)で構成される会議
対応ケースの情報交換・支援方針の確認を行うもの

※3 個別ケース検討会議…子どもやその世帯に直接関わる関係機関等で、必要時に行われる会議

2 研修会の実施状況

| 時期 | 研修名 | 対象 | 会場 | 備考 |
|--------------|--|--|--|--|
| 4/22 | 私立保育園園長会議 | 私立保育園園長 | 上越文化会館 | |
| 5/25 5/27 | 虐待通告後の保育園・幼稚園等における対応研修 | 各園の主任保育士 | 教育プラザ 大会議室 | ・児童相談所と市との連絡調整会を兼ねる |
| 6/13 | 転入養護教諭向け保健業務研修会 | 転入養護教諭、新採用養護教諭 | 教育プラザ | ・子どもの虐待出前講座を兼ねる |
| 6/22 | 小・中・特別支援学校・警察等連絡協議会・中学校生徒指導主事連絡会 | 小・中・特別支援学校職員、警察、中学校生徒指導主事 | 希望館 | |
| 6～9月 | 上越市子どもの虐待防止ハンドブック《ダイジェスト版》を用いた児童虐待対応研修 | 私立保育園（R4年度から民営化した園） …4園・計131人 放課後等デイサービス職員 …20人 | さんわ保育園、 つちはし保育園、 なおえつ保育園、 かすが保育園、 福祉交流プラザ 第7会議室 | |
| 7/27 | 虐待通告後の学校における対応研修 | 各小中学校の新任校長 R3年度に校長が受講した学校については教頭 | (オンライン研修) | ・児童相談所と学校教育課と合同開催 ・児童相談所と市との連絡調整会を兼ねる |
| 8/8 | 公立保育園園長会議 | 公立保育園園長 | 教育プラザ | |
| 9/13 | 上越における児童虐待の現状 | 株式会社 リボーン職員 | (オンライン研修) | |
| R5/3/10 | 学校における保健事業説明会 | 養護教諭、栄養教諭、保健主事 | (オンライン研修) | |

※事務局で企画したもの他、担当職員が講義や説明を行ったもの

3 啓発活動の実施状況

| 啓発の内容 | 啓発方法 | 時期 |
|--|----------------|------|
| 「子どもの虐待防止オレンジリボン運動」の啓発 | 広報啓発ポスターの配布 | 4月 |
| ヤングケアラー普及啓発 | 普及啓発ポスターの配布 | 6月 |
| 保育園・幼稚園・認定こども園、 小中学校・高等学校等との情報交換と周知 | 訪問 | 6～8月 |
| 夏休みに向けての児童虐待の周知 | 広報上越 | 8月 |
| 里親制度の周知啓発 | リーフレットの配布（市窓口） | 9月 |
| 児童虐待防止推進月間の周知 | FM-J、広報上越 | 11月 |

<子どもの虐待出前講座の実施状況>

| | 対象（保護者） | 実施日 | 研修内容 |
|----|--------------------|---------------------------|--|
| 1 | 公民館主事 | 5/13 公民館主事研修会として実施 | 上越市の児童虐待の現状、虐待による影響、虐待を防ぐためにできること、相談先等 |
| 2 | かすが保育園 | 5/24 職員研修として実施 | |
| 3 | 有田保育園 | 6/2 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 4 | 頸城地区 民生委員・児童委員 | 6/2 民生委員児童委員研修会として実施 | |
| 5 | 有田保育園 | 6/3 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 6 | いたくら保育園 | 6/9 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 7 | 転入養護教諭、 新採用養護教諭 | 6/13 転入養護教諭向け保健業務研修会として実施 | |
| 8 | 浦川原地区 民生委員・児童委員 | 6/17 民生委員児童委員研修会として実施 | |
| 9 | こがね保育園 | 6/21 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 10 | 民生委員・児童委員 | 6/22 ブロック研修会として実施 | |
| 11 | 子安保育園 | 6/23 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 12 | 民生委員・児童委員 | 6/24 ブロック研修会として実施 | |
| 13 | つちはし保育園 | 6/24 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 14 | 民生委員・児童委員 | 6/27 ブロック研修会として実施 | |
| 15 | 保倉保育園 | 6/28 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 16 | さんわ保育園 | 10/15 参観日に実施 | |
| 17 | 民生委員・児童委員 | 6/29 ブロック研修会として実施 | |
| 18 | 城西保育園 | 6/29 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 19 | 名立たちばな保育園 | 7/1 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 20 | 上雲寺保育園 | 7/1 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 21 | 民生委員・児童委員 | 7/1 ブロック研修会として実施 | |
| 22 | 民生委員・児童委員 | 7/4 ブロック研修会として実施 | |
| 23 | やちほ保育園 | 7/6 参観日に実施 | |

| | 対象（保護者） | 実施日 | | 研修内容 |
|----|------------------------|---------|----------------------|--|
| 24 | 大島保育園 | 7/8 | 健康教育講座と同時開催 | 上越市の児童虐待の現状、虐待による影響、虐待を防ぐためにできること、相談先等 |
| 25 | 上下浜保育園 | 7/8 | 参観日に実施 | |
| 26 | くろだ保育園 | 7/13 | 参観日に実施 | |
| 27 | 児童クラブ職員 | 7/15 | 放課後児童クラブ職員研修会として実施 | |
| 28 | 下黒川保育園 | 7/15 | 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 29 | 高田大谷保育園 | 8/5 | 参観日に実施 | |
| 30 | 青少年健全育成委員 | 8/25 | 青少年健全育成委員協議会研修会として実施 | |
| 31 | 中郷保育園 | 8/26 | 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 32 | 浄土真宗川東組 | 9/2 | 川東組基幹運動人権啓発僧侶研修会 | |
| 33 | 門前にこここ保育園 | 9/13 | 職員研修として実施 | |
| 34 | 庁内職員 関係機関職員 | 9/27 | 子どもの権利に関する職員研修として開催 | |
| 35 | かすが保育園 | 9/29 | 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 36 | かすが保育園 | 9/30 | 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |
| 37 | 五智地区住民（国府 小学校区の保護者） | 10/1 | 講演会として実施 | |
| 38 | こども発達支援センター | 10/4 | 職員研修として実施 | |
| 39 | うらがわら保育園 | 10/14 | 健康教育講座と同時開催 | |
| 40 | 富岡保育園 | 10/25 | 参観日に実施 | |
| 41 | マリア愛児園 | 10/27 | 参観日に実施 | |
| 42 | 夷浜保育園 | 11/5 | 参観日に実施 | |
| 43 | きよさと保育園 | 11/17 | 参観日に実施 | |
| 44 | 吉川住福社会会議 | 12/6 | 講演会として実施 | |
| 45 | つちはし保育園 | R5/2/7 | 交通安全教室に実施 | |
| 46 | つちはし保育園 | R5/2/10 | 交通安全教室に実施 | |
| 47 | 民生委員・児童委員 | R5/2/22 | 研修会として実施 | |
| 48 | きよさと保育園 | R5/2/22 | 親子コミュニケーション支援と同時開催 | |

計 48 回 参加人数 1132 人

4 その他研修会出席・受講状況（子育て支援や児童虐待に関する研修会・講義）

| 研修日 | 研修名 | 出席者 | 研修内容 |
|------|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| 6/28 | 要保護児童対策地域協議会調整機関調整 担当者研修(オンライン研修) | 保健師 臨床心理士 相談支援員 家庭児童相談員 | 子どもの権利を守ることを最優先にしたソーシャルワークの実践及び関係機関との連携・調整に要する技術の習得 |
| 6/30 | | | |
| 7/5 | | | |
| 7/8 | | | |
| 7/12 | | | |
| 7/19 | | | |

| 研修日 | 研修名 | 出席者 | 研修内容 |
|----------------|---|-------|--|
| 7/29 | 「ナラティブ・アプローチ～虐待対応における養護者との対話への活用～」 (新潟県社会福祉士会・オンライン研修) | 社会福祉士 | ナラティブアプローチの概要、自己覚知と面接の心構え |
| 8/23 | 「ヤングケアラー支援に関する福祉・教育 関係機関合同研修会」 (新潟県・オンライン研修) | 保健師 | ヤングケアラーの支援、取組状況、教育現場の支援体制 |
| 9/14～ 9/15 | こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」 (西日本こども研修センターあかし・オンライン研修) | 保健師 | 長期にわたり虐待環境にさらされている子どもへのケア |
| 11/30～ 12/2 | 子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修「死亡・重症事例の自験例から学ぶ」 (西日本こども研修センターあかし) | 保健師 | 母子保健における子どもの虐待予防、死亡事例に学ぶ、子どもの虐待への対応力の向上 |
| 12/8 | 市区町村虐待対応指導者研修会 (こどもの虹・オンライン研修) | 相談支援員 | 地域ネットワークにおけるケアリーバーへの支援、精神疾患を抱えた保護者の理解と家族への理解 |
| R5/3/15 | 厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究」 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング・オンライン研修) | 社会福祉士 | 令和4年の児童福祉法等改正について、調査研究事業の報告、親子関係再構築支援のための支援体制強化に関するガイドライン(案)について、取組事例の紹介 |
| R5/3/16 | テーマ別研修「子どもの権利を考える：子どもの意見表明権」 (西日本こども研究センターあかし・オンライン研修) | 社会福祉士 | 子どもの意見表明権とは、子どもの意見表明権についての当事者の方の声 |
| R5/3/16 | テーマ別研修「アウトリーチで支援をつなぐ」(こどもの虹・オンライン研修) | 保健師 | 孤立にさせない支援、人に寄り添う、相手の声を聞く、アウトリーチの実際 |

令和 5 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画

1 会議の開催（予定）

| 区分 | 開催日 | 会場 | 回数 |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------|-------|
| 代表者会議 | 4/27 | 上越市役所 4 階 401 会議室 | 年 1 回 |
| 実務者会議 | | | |
| 合同実務者会議 | 第 1 回 4/27 ※第 2 回の日程等は後日決定 | オンライン会議 | 年 2 回 |
| 合併前上越市・名立区 | 6/13、8/22、10/17、12/12、 R6/2/6 | 福祉交流プラザ第 7 会議室 | 年 5 回 |
| 東頸ブロック 安塚、浦川原、大島 | 7/13、10/19、R6/1/18 | 浦川原区総合事務所 301 会議室 | 年 3 回 |
| 頸北ブロック 柿崎、大潟、頸城、吉川 | 7/12、10/17、R6/1/23 | 大潟保健センター | 年 3 回 |
| 中頸ブロック 牧、中郷、板倉、清里、三和 | 6/2、9/12、12/26 | 板倉区総合事務所 | 年 3 回 |
| 個別ケース検討会議 | ケースの状況に応じて実務者レベルで開催 | | 通年 |

（協議方法）※合併前上越市の場合（区は毎回全ケースを検討）

- ・全 5 回の実務者会議のうち、全世帯最低 1 回は書面で報告
- ・動きのあるケースや協議したいケースをピックアップし、協議・報告する

2 研修会の開催（予定）

| 時期 | 研修名 | 対象 | 会場 | 備考 |
|--------------|--|---------------------|---------------|-----------------------------|
| ①4/11 | 小中学校養護教諭対象の 研修会 | ①転入養護教諭 | 教育プラザ | ・学校保健事業説明 会にあわせて実施 |
| ②R6.3月 | | ②学校保健担当者 | | |
| 5/25 5/26 | 虐待通告後の保育園・認定 こども園等における対応 研修 | 市内の保育園・認 定こども園等 | 教育プラザ 大会議室 | ・児童相談所と保育 課との合同で開催 |
| 6～8月 | 「上越市子どもの虐待防止 ハンドブック《ダイジェス ト版》」を用いた児童虐待 対応研修 | 園・学校等の職員 | 各園・学校等 | |
| 7/26 | 虐待通告後の学校におけ る対応研修 | 小中学校の新任校 長もしくは教頭 | オンライン 研修 | ・児童相談所と学校 教育課との合同で 開催 |
| 11月 | 「子ども向け虐待防止啓 発リーフレット」の配布 | 市内の小中学校、 高等学校 | | |

3 啓発活動の実施（予定）

| 啓発内容 | 啓発方法 | 時期 |
|---------------------------------|--|-------|
| 保育園・認定こども園等、小中学校、高等学校等との情報交換と周知 | 訪問 | 6月中旬～ |
| 夏休みに向けての児童虐待の周知 | 広報上越 | 8月 |
| 子ども虐待防止オレンジリボン運動の啓発 | 啓発ポスターの配布 | 4～5月 |
| 児童虐待防止推進月間の周知 | FM-J、広報上越、啓発物品の配布（市窓口、園、学校、町内会集会所等） | 11月 |
| 児童虐待に関する啓発 | 子どもの虐待防止ハンドブックの配布 | 通年 |
| 親子コミュニケーション支援における児童虐待防止の周知啓発 | 訪問 | 通年 |
| 子どもの虐待出前講座 | 社会教育活動、保育園・幼稚園保護者会、民生委員・児童委員等を対象として、各地区担当保健師と連携し開催 | 通年 |

4 その他

- ・ 児童相談所と市との連絡調整会を年4回実施（虐待通告後の対応研修を兼ねる）
- ・ 県や関係団体が主催する児童虐待に関する研修会等に保健師、社会福祉士等が出席する